

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

令和2年2月1日に消防法が改正されました

消防法で ① **本人確認** (運転免許証などの写真付きのもの)

② **使用目的の確認**

①、②が、義務付けられました。

これらの確認が出来ないと法的に販売できません。



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器

ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

! 噴出注意!

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



深川地区消防組合深川消防署妹背牛支署